

# 国民年金のお知らせ

多治見社会保険事務所・☎0255

## 前納がお得です！ 国民年金保険料

一定期間（1年間分または半年分）の保険料を前もって納める「前納」は、毎月納めるのに比べれば手間が掛からず、納め忘れることもありません。また、一定額の割引があるので大変お得な制度です。

保険料を4月30日までに前納すると…

1年前納：172,920円→169,850円  
年間で3,070円お得です！

半年前納：86,460円→85,760円  
半年で700円お得です！

※保険料の月額を14,410円で算出

## ご注意ください！

- 口座振替により毎月納めている方で、前納を希望される場合は、口座から引き落としできませんので、早めに社会保険事務所へ連絡してください。「前納用納付書」を送付しますので、4月30日までにお近くの金融機関や郵便局などで納めてください。
- 口座振替により「1年前納」「半年前納」されている方は、4月30日に指定された口座から引き落としされます。なお、口座振替による前納は、納付書による前納に比べさらにお得になっています。  
1年前納＝169,300円 年間で3,620円お得です！  
半年前納＝85,480円 半年で980円お得です！
- 納付書で毎月納めている方で、前納を希望される方は、「前納用納付書」で4月30日までにお近くの金融機関や郵便局などで納めてください。
- 5月以降に前納を希望される方は、申し出をされた月から翌年3月までの前納ができますので、社会保険事務所へお申し出ください。

詳しくは、多治見社会保険事務所へどうぞ。

## ご存じですか 国民年金保険料 学生納付特例制度

「学生納付特例制度」は、在学期間中の国民年金保険料を、社会人になってから希望により納付することができる制度です。

対象となる学生は、大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校などに在学する20歳以上の学生などで、学生本人の前年の所得が118万円以下である方です。

承認期間は、4月から翌年3月までとなり、毎年申請が必要となります。

この制度の適用を受けようとする方は、「国民年金保険料学生納付特例申請書」を市役所または最寄りの支所へ提出してください。

## 手続きに必要なもの

- 国民年金手帳または基礎年金番号通知書
- 学生であることを証明するもの（提示すれば添付の必要はありません）  
※各種学校については、厚生労働省令で個別に定められた教育施設を除いて、修業年限が1年以上である旨が記載されている学生証もしくは、学生証では修業期間が分からない場合は、学校が発行する修業年限が1年以上の課程であることの証明書が必要となります。
- 前年所得の状況を明らかにすることができる書類（平成20年度の市県民税が、土岐市で課税される方は必要ありません）
- 印鑑（学生本人が、申請書記入欄に署名する場合は必要ありません）

詳しくは、市民課保険年金係（内線137・138）  
または多治見社会保険事務所へどうぞ。